

務 甲 達 第 2 4 2 号

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察の技能指導員に関する要綱の制定について（通達）

- 対号 1 平成 7 年 4 月 2 7 日付け教甲第 2 3 1 号、務甲第 4 5 9 号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の制定について（通達）」
- 対号 2 平成 1 1 年 7 月 1 6 日付け教甲第 3 7 8 号、務甲第 7 1 4 号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号 3 平成 1 4 年 6 月 4 日付け務甲第 9 2 号「石川県警察術科訓練安全管理要綱等の一部改正について（通達）」

警察実務に卓越した専門的・知識を有する警察職員を技能指導官として任命し、その技能・知識の次世代への継承に努めているところであるが、このたび、技能指導官に準ずる優れた専門的な技能等を有する警察職員を活用することにより、その技能・知識を幅広く伝授して優秀な警察職員を育成を図るため、別添のとおり「石川県警察の技能指導員に関する要綱」を定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

（学校・職場教養係 2 6 7 2）

別添

石川県警察の技能指導員に関する要綱

第1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な警察職員（以下「職員」という。）で警察実務に関する優れた専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する者を技能指導員として活用することにより、次世代への専門的技能等の伝承と優秀な職員の育成を図ることを目的とする。

第2 技能指導員の設置

技能指導員を置くことを必要とする所属は、専門的技能等の種別に応じ、警察本部各部の部長が定める。

第3 技能指導員に充てる職員

技能指導員は、原則として、35歳以上で、当該専門的技能等に係る実務経験が10年以上の警部補（同相当職を含む。）以下の職員であって、部長の指定を受けた者をもって充てる。

第4 技能指導員の行う職務

技能指導員は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導員又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) その他、部長が必要と認める指導・教養

第5 技能指導員の推薦

部長における指定は、次に定めるところにより各部の総務を担当する課長（以下「総務担当課長」という。）が推薦した者を対象とするものとする。

- (1) 専門的技能に係る業務を担当する所属の長（以下「業務担当課長」という。）は、当該所属の属する部（以下「当該部」という。）の総務担当課長に対し、技能指導員に指定することがふさわしいと認められる職員の氏名を書面により通知する。
- (2) 総務担当課長は、業務担当課長の通知に係る者について、警務部警務課長と協議の上、技能指導員審査対象者を選考し、技能指導員審査対象者名簿（別記様式第1号）を作成して、審査委員会に提出する。

第6 審査委員会の設置等

1 設置

技能指導員の適正な指定を図るため、警察本部に審査委員会を設置する。

2 任務

審査委員会は、技能指導員審査対象者について審査を行い、技能指導員を選考することを任務とする。

3 構成

審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部の首席参事官

委員 各部の首席参事官

4 運営

- (1) 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 庶務

審査委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

第7 指定

当該部の部長は、審査委員会により選考された職員を技能指導員に指定するものとする。

第8 技能指導員名簿の作成等

当該部の部長は、技能指導員を指定したときは、技能指導員名簿（別記様式第2号）を作成し、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

第9 解除

疾病、異動その他の理由により、技能指導員の指定を解除する必要がある場合は、当該部の部長が、指定解除の必要があると認めるとき、技能指導員名簿から削除し、解除するものとする。

第10 業務担当課長の任務

業務担当課長は、専門的技能等の種別に応じ、技能指導員の業務負担その他の事情を考慮して、次に事項に関することを別に定めるものとする。

- (1) 専門的技能等の指導時期及びその方法に関すること。
- (2) 技能指導員の職務を補い、それに準ずる技能を有する者（例えば、準技能指導員、技能インストラクター等）の設置、指定及び運用などに関すること。ただし、指定等に当たっては、安易に指定することなく、将来、技能指導員への推薦が可能な技能を有する職員を厳選するとともに、積極的かつ効果的な運用に配慮すること。

第11 その他

この要綱で定めるもののほか、要綱の施行に必要な事項は別に定める。

改正 平成18年6月29日務甲達第135号

別記様式は省略